

専 門 部 規 約

第 1 章 名称及び事務局

- 第 1 条 ○○専門部は大阪中学校体育連盟○○部（以下○○部）と称する。
第 2 条 ○○部は当分の間事務局を××中学校におく。

第 2 章 目 的

- 第 3 条 ○○部は府下中学校生徒の○○競技愛好者の結合をはかり○○競技を通じ体力の向上と人格の形成に資することを目的とする。

第 3 章 事 業

- 第 4 条 ○○部は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。
1. ○○競技を指導奨励すること。
2. 技術向上のための研究会、講習会などを開催すること。
3. ○○競技に関する諸種の調査、研究をすること。
4. その他○○部の目的を達成するために必要な事業を行なうこと。

第 4 章 組 織

- 第 5 条 ○○部は大阪中学校体育連盟に所属する各地区中学校体育連盟の○○部をもって組織する。
第 6 条 ○○部に所属したものは、(公財)大阪府スポーツ協会所属の種目別○○協会（連盟）に加盟することができる。

第 5 章 役 員

- 第 7 条 ○○部に本連盟規約第 15 条の役員をおく。

第 6 章 業 務 分 掌

- 第 8 条 本部の業務を処理するために部員若干名をおき、次の部を設置し業務を分掌する。
1. 総 務 部 庶務ならびに会計に関すること。
2. 競 技 部 競技会全般に関すること。
3. 指 導 部 技術指導及び資質の向上に関すること。
4. 記 録 部 競技会記録に関すること。

第 7 章 会 議

- 第 9 条 ○○部の会議は部長がこれを招集する。

第 8 章 附 則

- 第 10 条 ○○部規約施行に必要な事項は役員会において定める。
第 11 条 本規約は昭和 43 年 4 月 1 日より施行する。